

介護・保育事業等におけるイコルフットィング確立の更なる論点

平成 26 年 2 月 28 日
規 制 改 革 会 議

介護・保育分野は、営利法人と非営利法人が共存し、同種のサービスを提供する特殊な市場である。多様な経営主体がそれぞれの特質を生かしてサービスの質を競い、利用者の利便が高まるよう、経営主体間のイコルフットィングを確立すべきではないか。

1. 参入規制の見直し

第一種社会福祉事業の経営主体は、原則、行政又は社会福祉法人と定められている。そのうち、特別養護老人ホームなどの施設は、個別法によっても経営主体が社会福祉法人等に限定されている。厚生労働省は、多様な経営主体が参入して利用者の利便を高めることができるよう参入規制を緩和すべきではないか。

更なる論点（議論の方向性）

① 特別養護老人ホーム等への参入

法令により経営主体が社会福祉法人等に限定されている特別養護老人ホームなどについて、利用者保護を図りつつ、多様な経営主体の参入による利便性向上を目的として、参入時の資格要件や撤退時の規制等を新たに導入しつつ、法人形態による参入規制を廃止してはどうか。

② 指定管理者制度等の活用による参入

法令による参入規制がなくとも、地方公共団体が福祉施設の運営を民間に委託する際に、社会福祉法人以外の参入を認めていないとの指摘がある。厚生労働省は、業務委託や指定管理者制度などの公募要件に理由もなく株式会社を除外しないよう地方公共団体に対して勧告してはどうか。

2. 財政措置の見直し

社会福祉法人に対しては、補助金や非課税措置などの財政上の優遇措置がとられている。株式会社やNPO法人が参入して同種の事業を展開するようになったという変化を踏まえ、経営主体間で異なる財政上の措置を見直すべきではないか。

更なる論点（議論の方向性）

① 補助金の実態把握と所轄庁への指導

厚生労働省は、市町村などの地方公共団体が行っている社会福祉法人等に対する補助金の状況を一元的に把握したうえで、地方公共団体が独自に実施している助成・補助制度において経営主体による差異を設けないよう、勧告してはどうか。

② 地域貢献活動への拠出の義務化

社会福祉法人は、財政上の優遇措置を受ける背景として、慈善的な福祉サービスや低所得者への福祉を提供し、地域のセーフティネットとして機能することが期待されている。しかし、これらの事業を提供している社会福祉法人は必ずしも多くなく、財政上の優遇措置の根拠が乏しい実態がみられる。介護保険事業など民間と同様のサービスを提供する社会福祉法人においては、同様の競争条件のもとで、利用者のためのサービス提供がなされるよう、条件整備が不可欠である。

このため、介護保険事業など民間事業者と競合するサービスを提供する社会福祉法人には、収益の一定割合（法人税相当額）を、一定の社会貢献活動（生計困難者に対する無料・低額の介護や地域福祉への貢献活動など）への支出に充てることを法令等で義務付けてはどうか。

また、これらの義務を着実に履行させるため、地域貢献活動への拠出制度の創設と併せて、義務を履行しない場合は法令違反として業務停止等の対象となることを明確化してはどうか。

以上